

## 町職員の再任用条例の制定趣旨と現状

(定年年齢の引き上げの推移をみる)

### 新学習指導要領への備えは

(支援策を先行しており、準備に自信を示す)



青田 良一 議員

中空知広域市町村圏組合の現状について

**質問** 中空知広域市町村圏組合は、本町発展にどのような成果をもたらしたか。また、10億円の「ふるさと市町村圏基金」の活用実態と本町関係団体等への助成内容を伺う。

**町長** 広域圏組合は、交通災害共済事業、交通遺児奨学事業、道路維持管理センター事業、視聴覚ライブラリー事業などを実施し圏域住民の生活や教育環境等の向上に寄与するとともに、公的施設の誘致、市町村が抱える課題解決のための陳情運動を展開するなど、圏域の活性化に著実な成果をあげた。平成元年には、「ふるさと市町村圏」の選定を受け、複合事務組合として現在に至っている。平成20年度末、国

は、広域市町村圏から定住自立圏構想を打ち出したが、当圏域は、広域事業が必要との判断から、平成29年度までを期間とする圏域計画に基づく運営を継続する。ふるさと基金（10億円）事業は、ユーロ債券等の購入により、その果実を活用しソフト事業充実に計画していたが、世界的な経済状況の悪化により運用利益が見込めず、事業全体の縮小を検討する。基金事業における本町関係団体等への助成実態は、過去には海外視察研修などによる人材育成事業への支援もあったが、現在は休止されており、広域観光事業として、観光パンフレット作成やイベント開催への支援、教育文化振興事業として、図書館ネットワーク事業における支援を受けている。

町職員の再任用に関する条例について

**質問** 「新十津川町職員の再任用に関する条例」の制定趣旨と施行状況を伺う。

**町長** 高齢者の知識、経験の

活用、年金制度改正による年金支給開始年齢に対応するものとして、「国家公務員法」が改正された。これに準拠し「地方公務員法」の一部改正があったことを受け、本町も平成13年度に「新十津川町職員の再任用に関する条例」を制定した。あくまでも法律の施行に伴って条例を制定したのが趣旨であり、退職を勧奨したり、特定の職員を再任用するなどの意図はなく、条例制定後の再任用の実態もない。条例制定時期は、地方交付税の削減などが続き、職員削減を含めた行財政改革が急がれた時代にあたったことも起因していると同理解願いたい。今、国において雇用問題（定年年齢の引き上げ）が検討中で、これらの推移を見つつ再任用制度も検討していく。

新学習指導要領について

**質問** 来年度から、小学校で新学習指導要領による授業となるが、改訂のポイントと教育行政としての支援策を伺う。

**教育長** 学習指導要領改訂の趣旨は、「生きる力」を育むという基本理念実現の具体的な手立てを見直したものの、「言語活動の充実」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」、「道徳教育の充実」、「小学校段階における外国語活動」などである。これに伴い標準授業時数が増加するが、小学校では、すでに新学習指導要領を念頭に年間授業時数を確保するともに必要となる教材の購入、また、必須となる英語教育に対応するべく、教員を英語指導者養成研修に派遣、中学校の英語教諭の協力、ALT（英語指導助手）の小学校訪問強化など計画的に実践している。

現在移行期間であるが、既に新学習指導要領に沿った学校経営を進めており、教職員全てが改訂趣旨を理解し教育活動を展開していると理解している。支援策については、先行して小学校の理科教育を充実させるため、町費をもって専科教諭の配置や必要備品を購入。また、24年度から実施となる中学校での武道授業などに対応した用具の整備も進めている。